

獣脚類ティラノサウルス及び角竜類ユタケラトプスの頭骨（複製）
作製業務の仕様書

1. 目的

本業務は、実物の獣脚類ティラノサウルス及び角竜類ユタケラトプスの頭骨から型取りした凹型にプラスチック樹脂を注入することで、獣脚類ティラノサウルス及び角竜類ユタケラトプスの頭骨の複製を作製するものである。

徳島県勝浦町の恐竜化石含有層からは、獣脚類恐竜など様々な化石が発見されている。獣脚類ティラノサウルスの仲間や角竜類の仲間はまた勝浦町からは未発見のグループであるが、どちらも日本国内において発見があり、今後勝浦町においても発見される可能性がある。そのため、骨学的な研究比較資料として、ティラノサウルスの仲間や角竜類の仲間の複製を作製したい。また、頭骨のみの複製で運搬や設置が容易であるため、当館の展示だけでなく、勝浦町をはじめとする県内市町村で移動展を実施する際に有用である。

2. 名称及び規格

(1) 獣脚類ティラノサウルス頭骨（複製）の作製

おおよそのサイズ：最大長 約 150 cm

(※アメリカ自然史博物館の AMNH-5027 以外のティラノサウルス頭骨を選定すること。)

(※作製する複製は、別添の写真を参考にすること。)

(2) 角竜類ユタケラトプスの頭骨（複製）（複製）の作製

おおよそのサイズ：最大長 約 145 cm

(※作製する複製は、別添の写真を参考にすること。)

3. 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4. 業務の内容

- ・白亜紀の獣脚類ティラノサウルス及び角竜類ユタケラトプスの頭骨の凹型へのプラスチック樹脂の注入
- ・凹型から複製の取り外し
- ・複製の彩色・塗装・組み上げ金具の取り付け
- ・複製の納品

(※3Dプリンターを使用することも認めるが、その場合、3D出力されたパーツのバリ取りや表面のスムーズ加工等を行うことによって、凹型から作製する複製と同等以上の仕上がりであることを条件とする。)

5. 一般共通事項

(1) 適用範囲

この仕様書に規定のない事項や疑義が生じたときは、県と協議の上決定する。

(2) 業務の実施条件

(ア) 業務の実施にあたっては、県と十分な連絡を保ちながら実施する。

(イ) 業務に関し疑義が生じたときは、速やかに県と協議する。

<参考写真> 獣脚類ティラノサウルス頭骨 (複製)



<参考写真> 角竜類ユタケラトプスの頭骨 (複製)

